

○浅麓環境施設組合職員団体のための職員の行為の制限の特例  
に関する条例

昭和42年3月3日

条例第2号

改正 昭和57年10月1日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第6項の規定に基き、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合を定めることを目的とする。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例)

第2条 職員は、次の各号に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。

(1) 法第55条第8項の規定に基き、適法な交渉を行う場合

(2) 休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）及び年次有給休暇並びに休職の期間

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。